

# 伊勢崎市移住支援事業補助金

東京圏から伊勢崎市に移住する方へ！

東京23区に在住、または東京圏に在住で東京23区内に通勤していた方が、一定の要件の下で伊勢崎市に移住した場合、移住支援金がもらえます！！



補助金の額



单身

60万円



世帯

100万円



18歳未満1人につき

100万円

対象となる方

次のチェックⅠ～Ⅳの**全て**に該当する者（短期大学生及び大学院生を除く。）

チェックⅠ 移住前の要件について、次の①～③のどれかに該当すること。

① 在住

移住前10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住していた。

② 通勤

移住前10年間のうち、通算5年以上東京圏に在住し、東京23区内に通勤していた。

③ 在住+通勤

移住前10年間のうち、①+②の合計期間が通算5年以上である。

チェックⅡ 移住直前の1年間、連続して東京23区内に在住していたか、東京圏に在住して東京23区内への通勤をしていた。

チェックⅢ 移住後の要件について、次の①～⑤のどれかに該当すること。

① 就業(一般)

マッチングサイトに掲載されている企業の求人に応募し採用された。

② 就業(専門人材)

内閣府が実施する専門人材事業を利用して新規就業した。

③ 起業

群馬県の起業支援事業に応募し、起業支援金の交付決定を受けた。

④ テレワーク

移住前の仕事を、移住後も週20時間以上テレワークで継続をしている。

⑤ 関係人口

申請日が属する年度の4月1日時点において45歳以下であり、支給対象者の要件(1つ) + 地域の担い手確保の要件(1つ) に該当すること。

【支給対象者の要件】

- (1) 本市に5年以上在住していたこと
- (2) 伊勢崎市内に住宅を購入し在住していること
- (3) 転入前5年間のうち、ふるさと納税制度を利用して伊勢崎市に各年ごとに1回以上寄附をした実績が2年以上あること



【地域の担い手確保の要件】

- (1) 農林水産業を営む法人に就業したこと
- (2) 農業に従事していること
- (3) 家業に就業したこと
- (4) 伊勢崎市内にある事業所に就業したこと

チェックⅣ 申請から5年以上、伊勢崎市に居住する意思があること。



次の場合、補助金の返還対象となりますのでご注意ください。

- ・虚偽の申請をした場合
- ・5年以内に伊勢崎市外に転出した場合
- ・1年以内に要件を満たす企業を退職した場合（チェックⅢの①②⑤）
- ・起業支援金の交付決定を取り消された場合（チェックⅢの③）

# 移住支援金の対象になるか、フローチャートで確認してみましょう！

START!

